

佐野市監査委員告示第6号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和6年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和6年7月10日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 金子 保利

第1 監査箇所

教育部（栃本小学校、多田小学校、田沼東中学校、赤見地区公民館）

第2 監査期間

令和6年5月17日から同年7月10日まで

第3 監査の結果

1 栃本小学校

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

また、施設の維持管理及び消火器等防火設備の状況は適切である。

2 多田小学校

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

また、施設の維持管理及び消火器等防火設備の状況は適切である。

3 田沼東中学校

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

また、施設の維持管理及び消火器等防火設備の状況は適切である。

4 赤見地区公民館

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

また、施設の維持管理及び消火器等防火設備の状況は適切である。